

宇佐美まゆみ監修 (2011) 『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』 利用許諾契約書

宇佐美まゆみ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の学術的な利用に関して、以下のとおりの利用許諾契約書を交わすこととする。

(利用許諾)

第 1 条 甲は乙に対して『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の学術的利用を許諾する。学術的利用とは、学術研究のみに利用する場合で、営利を目的としない利用を意味する。学術利用の結果得られた知見を営利目的で利用しようとする場合、乙は、別途甲と協議して、その許可を得なければならない。

(著作権の帰属)

第 2 条 『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』に関する著作権法上の権利は甲に帰属する。また、本コーパスに収録された個々の文書のデータの著作権は、各サンプルの著作者 (権利承継者を含む。) に帰属する。

(利用概要の届出)

第 3 条 乙は、『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の利用目的、利用範囲等の必要事項を記入した所定の利用申込書 (以下「利用申込書」という。) を甲に提出し、本契約を締結する。

2. 前項に基づき提出した利用申込書記載の内容に変更が生じる場合は、乙は遅延なくこれを甲に報告する。当該変更により、再契約が必要となる場合は、甲乙協議の上、改めて契約を取り交わすこととする。

(許諾の範囲)

第 4 条 本契約に基づき、甲が乙に『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の利用を許可する範囲は、以下の通りとする。

(1) **利用目的: 利用申込書に記載された目的。**

(2) 共同利用について: 乙は『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』を他の研究者と共同利用し、連名でその成果を発表することができる。ただし、その場合は、**利用者全員が『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の利用許諾契約書を提出するものとする。**

2. 乙は、以下に定める行為をしてはならない。

(1) 『BTSJ による日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011 年版』の全部または一部を複製、譲渡、貸与、販売、配布、上映、公衆送信、刊行等、前項に定める

範囲を超えて利用し、甲又は第三者の著作権を侵害してはならない。ただし、前項(2)による共同利用のためのLANサーバーへのインストール及びバックアップを目的とする複製は除く。

- (2) 本契約書上の地位もしくは権利・義務の一切について、甲の書面による事前の合意のある場合を除き、『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』を、第三者に譲渡、貸与、販売もしくはその他の方法で処分してはならない。
 - (3) 『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』を用いて第三者の名誉等を毀損し、あるいはその他の権利を侵害してはならない。
 - (4) 甲が予め伏字にした情報、『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』を使用することによって知りえた話者の個人情報等を復元したり、公表してはならない。
 - (5) 『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』の全部または一部のデータを含む新たなコーパス等を、甲との事前の協議や許可なしに公開してはならない。
 - (6) 前各号のほか、本契約で明示的に許諾された目的及び範囲を超えて『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』を利用してはならない。
3. 甲が特に必要と判断する場合、乙に『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』の利用状況の開示を求めることができる。

(情報管理義務)

第5条 『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』の管理は乙の責任とし、乙は、その情報が流出するのを防止するため、以下の注意を払うものとする。

- (1) 乙は、『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』を厳重に管理し、ファイル交換ソフトを搭載したパソコンを使用しないことを含め、第三者への流出防止に細心の注意を払うものとする。
- (2) 乙は、『BTSJによる日本語話し言葉コーパス(トランスクリプト・音声)2011年版』及び第4条に規定する複製物への無断アクセスを防止するため、ネットワーク上でできる限りのセキュリティ体制を導入するものとする。
- (3) 研究室でLANにより利用する場合、本利用許諾契約書を提出した者以外の者が利用できないようネットワークの管理を厳重に行うものとする。

(研究成果の公表)

第6条 乙は、学術研究目的に限り、第4条2項に反しない限度で『BTSJによる日本語話

し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』を利用して得られた研究成果や知見を公表することができる。これらの公表については、解析データや処理プログラムの公表を含む。乙は、公表に当たっては、『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』による成果であることを明らかにし、成果の公表と同時にその概要を書面で甲に報告する。なお、論文等の著作による公表の際には、その著作中に『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』を利用した旨を明記し、引用部分では「宇佐美まゆみ監修（2011）『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（2011 年版）』」と表記する。また、提出先の学会あるいは出版社等の名称および公表年月日を付記した書類とともに著作の別刷りまたはコピーを 2 部甲に送付するものとする。

引用文献に記載する『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』の情報は、以下の通りである。

宇佐美まゆみ監修（2011）「BTSJ による日本語話し言葉コーパス（2011 年版）」
『人間の相互作用研究のための多言語会話コーパスの構築とその語用論的分析方法の開発』平成 20-22 年度科学研究費補助金基盤研究 B（課題番号 20320072）研究成果

（仕様の変更）

第 7 条 甲は、予告なく『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』の仕様を変更することがある。また、その変更に伴い、甲は乙から旧版を回収することがある。

（免責）

第 8 条 『BTSJ による日本語話し言葉コーパス（トランスクリプト・音声）2011 年版』を利用することによって生じる一切の損害について、甲は保証の責を負わない。

（契約の解除）

第 9 条 乙が本契約に違反したことが判明した場合、甲は乙に書面で通知することにより本契約を解除することができる。本条の規定は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約期間）

第 10 条 本契約の有効期間は、契約締結日より 2 年間とし、期間満了日の 1 箇月前までに、甲乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、以後 1 年ごとに自動的に更新するものとする。ただし、前条による契約の解除の場合を除く。なお、乙の属する組織または所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、甲が必要と判断した場合、改めて契約書の取り交わしを行うこととする。

(契約終了時の措置)

第11条 本契約が解除または終了した場合は、乙は『BTSJによる日本語話し言葉コーパス (トランスクリプト・音声) 2011年版』第4条に規定する複製物をただちに甲に返却、または破棄しなければならない。

2. 前項の破棄、消去の対象に解析データは含まない。ただし、乙は、解析データから元の素材を復元し再利用することはできないものとする。

3. 前条に基づき乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は第1項による処理に加えて解析データ及びその複製物を含む一切の付帯資料を甲に返却するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本利用許諾契約書にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(協議)

第13条 本利用許諾契約書に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、円満な解決に努めるものとする。

同意する場合は、以下の□にチェックを入れる。

(乙) □上記内容を全て読み理解した上で、契約書に記名捺印いたします。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

所属機関名 _____

所属部局等 (教員/学生、学生の場合は、コース・学年まで)

電話番号 _____

電子メールアドレス (PCメールアドレスのみ)

(甲) 住所：〒190-8561 東京都立川市緑町 10-2
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立国語研究所
宇佐美まゆみ 記名・許諾印省略

記名捺印済みの「本利用許諾契約書」を PDF 化して、下記宛てに送信してください。

送信先：BTSJ 会話コーパス事務局

会話コーパス配布係

btsjcorpus@gmail.com